

日本軍「慰安所」制度とセクシュアリティ

—— 日本軍将兵による「戦争体験記」に着目して ——

古橋 綾

(韓国・中央大学社会科学博士課程)

1. はじめに

1991年に韓国で被害者が名乗り出ることによって社会問題化した日本軍「慰安婦」問題は、日本と韓国だけではなく東アジアを舞台とした国際的な問題として広く認識されるようになってきた。この問題が急速度で広がった背景には、「慰安所」制度が従来考えられていたような「恥辱」や「秘史」¹⁾などではなく、女性への暴力装置であるという認識の転換がある。そして東アジア各地から続々と届けられた被害者自身のカミングアウトが、この認識の転換を推し進める原動力となった。そのため、現在まで被害者の体験の聞き取りや分析は数多く行われてきている。

1990年以前は沈黙を守ってきた被害者たちとは対照的に、加害者たち（つまり日本軍将兵²⁾）は完全に沈黙してはいなかった。田村泰次郎³⁾や伊藤桂一⁴⁾などをはじめとし、戦争を体験した将兵たちが「慰安婦」について書いた小説がある。また、将兵たちが残してきた戦争体験記にも「慰安所」や「慰安婦」に関する記述は多い。しかし、これまでのところ、それらの分析はほとんど行われてきていない。

ジェンダー研究においては女性の経験に注目して作業が行われるが、この手法は男性を分析するにあたっては援用する必要がある。セクシュアリティをめぐる特に女性やセクシュアル・マイノリティなどに関する研究は一定程度行われているが、男性のセクシュアリティについて語られることは少ない。セクシュアリティなどの社会的・文化的構築物はマジョリティ（この場合では異性愛者の男性）の視点から作られているのにもかかわらず、男性のセクシュアリティについて学術的に語られることが少ないのは研究現場の権力関係を図らずとも示しているのではないかとさえ感じられる。日本軍「慰安婦」問題の研究においても、被害者を対象とする研究に重心がおかれ加害者を対象とする研究に深まりが見られないのは、同様の構造的問題があると考えられる。

そこで、本稿は、日本軍「慰安婦」問題が社会問題化する以前に書かれた戦争体験記⁵⁾の中で「慰安所」や「慰安婦」がどのように記述されているかに着目し、それらの記述を男性たちのセクシュアリティという観点から読み解くことを目的とする。

つまり1980年代までの日本軍将兵たちの認識を批判的に考察することが本稿の目的であるが、これは同時に、多くの被害者たちを沈黙させていたそれまでの社会状況に光を当てる作業である。しかし、本稿が射程に収めているのは過去ばかりではない。日本軍「慰安婦」問題への強烈なバックラッシュが起きている現在の日本の状況は、日本軍「慰安婦」問題解決運動が成し遂げてきた認識の転換に異を唱えるものであると見ることができる。そのため本稿の考察は、現在の日本の状況を理解する基盤を提供

するものにもなるであろう。

2. 研究対象と方法

「慰安所」に関する記述がある戦争体験記については、日本の戦争責任資料センターが1993年から1995年までに行った「国立国会図書館所蔵の戦争体験記・部隊史調査」に詳しい。本稿ではこれに加え、戦争体験記における「慰安所」記述のリスト（高崎1994）、日本軍「慰安婦」問題全般に関する書籍を整理しているリスト（女性のためのアジア平和国民基金1997、尹1992）を参照し、さらに著者自身が地域の図書館などで発掘した資料も含めて、分析対象を選び出した。対象の選定にあたっては、アジア・太平洋戦争（日中戦争～ポツダム宣言受諾）について書いているもの、実際に従軍し戦地に赴いた元日本軍将兵が書いたものを基本とした。

そのうえで本稿では1945年8月から1980年代に出版されたものに限定して分析する。これは1990年代より「慰安婦」問題が社会問題化する過程で、元将兵たちの「慰安所」や「慰安婦」についての記述に大きな変化が見られるためである。1990年代以降、「慰安婦」問題に関する政治や運動の動きなどをメディアを通して見聞きし、それについての意見が書かれ始めている。この時期に書かれた戦争体験記は、「慰安婦」問題の社会問題化という歴史を考慮しながら論じる必要があるため、次の機会に改めて分析を進めることとする。

こうして本稿では279点の記述を探し出した。戦争体験記の執筆者の地位は上級指揮官（将校・下士官・憲兵）128点、一般兵士96点、報道班17点、その他・不明38点である。また、発表された年代は、1945～1949年2点、1950年代14点、1960年代20点、1970年代92点、1980年代151点である。1945年から1980年代までという40年弱の時間は、短い時間ではない。各時代によって戦争との距離や女性の立場への社会的認識などは大きく異なっている。また、戦後すぐはまだ若かった元将兵たちも当然のように歳を重ねている。30代で戦争を回想するのと70代になってから戦争を回想するのでは、意味が異なることは指摘するまでもないだろう。しかし、「慰安所」「慰安婦」の記述に関して出版年代によって根本的な変化は見られなかった。そのため、本稿では出版年代別の考察は行わなかった。変化が見られなかったという点がむしろ「慰安婦」問題とセクシュアリティとの関わりを考察する重要性を物語っているといえよう。

分析方法はテキスト分析である。分析を進めるにあたり、まずテキスト内の言葉をキーワード別に分類し、整理をした。この過程においては執筆者の地位を重視した。厳格な階級制度を持った日本軍では、地位によって経験の差異が大きいためである。また、配属地域や時期、「慰安所」の形態、執筆者の戦争当時の年齢等を考慮に入れた。引用文には現在の視点からは不適切な表現も含まれるが、そのまま引用した。地名についても当時のものを使用し、現在は違う名称が使われている場合などは括弧をつけて対応したことを断っておく。

3. 先行研究の検討

本論に入るに先立ち、これまでの研究で「慰安所」と日本軍や日本軍将兵についてどのように論じられてきたのかについて整理しておきたい。まず、日本軍がなぜ「慰安所」を必要としたのかについて考察した研究を検討する。吉見義明(1995)は、日本軍が「慰安所」を作った理由として、性病予防、強かん防止、反日感情の高まりを防ぐ、士気の高揚(ストレス発散)の4つがあったことを指摘する。つまり、強かんによって引き起こされる性病と強かんによって高まる地域住民たちの反日感情を防ぐために、強かんそのものを防ぐ必要があるが、そうすることによって危惧される士気の低下やストレスの鬱積に対処するために「慰安所」が作られたということである。日本軍の上層部たちは、食欲や睡眠欲などの他の欲求と同様に性欲も満たされなければならないものであると考えていたことが分かる。それならば、どの軍隊にもこれらの条件は該当するのではないかという疑問がわいてくる。これに関し笠原十九司(2002)は、日本軍において「慰安所」の設置のみならず集団強かんも含め性犯罪・性暴力が多発したことについて、日本軍が有した構造的特質に根源的な要因があったと指摘している。笠原の主張は3つの要点に整理できる。第一に日本軍が厳格な階級組織だったことである。これが日本軍が性犯罪・性暴力を犯す根本的要因となったという。第二に兵士たちが本音と建前を使い分けていたことである。兵士たちは強かんをしても良い場所といけない場所をわきまえており、軍紀は建前として厳守するが実際にはどこまで「デタラメ」が許されるのかを察していたという。第三に秩序維持のために性を利用したことである。戦意高揚、そして兵士たちに自らの運命をあきらめさせるために性が利用されたという。将校クラスは自らが特権的に性の享楽を追求していたために兵士たちからの反発を恐れ、兵士専用の「慰安所」を設置し強かんを黙認したと説明される。この議論から日本軍の厳格な階級制度を円滑に持続させるために日本軍は兵士たちのセクシュアリティを利用したということが見えてくる。

次に将兵たち個々人が「慰安所」や強かんについてどのように考えていたのかについて、日本軍将兵たちの記録または彼らの認識を対象とした行われた研究について見てみる。高崎隆治によれば、掠奪や虐殺は命令だったという論もありうるが、強かんに関しては命令だったという論は成り立たないという。高崎は、実際に大多数の将兵が強かん事件を起こしているのにも拘わらず問題化されなかったことに関し、将兵たちが「戦場に行けばなにか一つぐらいいいことがあってもよさそうなものだという、まさにそのいいことがそれ(強かん—引用者注)であった」(高崎 1985: 32 傍点原著者)ことを指摘している。以上の議論で注意すべきことは、性欲が自明なものとして捉えられていることである。吉見は強かんが禁止されるとストレスが鬱積することについて、笠原は「本音」では性欲を発散させたいと考えられていたことについて、高崎は強かんを「いいこと」だと捉えていたことについて、疑問を投げかけてはいない。

このような性欲の自明視について正面から疑問を投げかけている論考は多くない。特に男性論者に関していえばほとんどいない。管見の限り、唯一の例外は戦争文学について論じてきた彦坂諱である。彦坂は『男の性欲というもの』にまつわるいくつかの神話(彦坂 1991: 153)が存在していると主張する。性欲は男の本能でありそれを押さえつけておくと異常事態が生じるという考え方がアジア・太平洋戦争の時期も現在も広く前提されていたという。それに加えて、彦坂は兵士たちを主体性を奪われた存在だ

と見ている。彦坂の主張によると兵士たちが集団強かんをしたり「慰安所」に行ったりしたのは、そのことによって兵士たちは失われていた主体性を取り戻しえたかのように幻覚しえたためである。さらに彦坂は「みんなで」という概念を提示する。兵士たちは強かんする際、「みんなで作ればこわくない」または「みんながやっているのに自分ひとりがやらないのではぐあいがわるだろう」(ibid: 144) というように考えたという。このような主体性の剥奪と「みんないっしょに」という考え方が、戦時に多発した性暴力を隠蔽し、現在も隠蔽し続けていると述べられる。

以上のことから、将兵たちのセクシュアリティに関する議論はほとんどなされてこなかったことが分かる。彦坂の主張は重要な点を示唆しているが、実証的な研究には及んでいない。これらの先行研究を踏まえて本稿では、ジェンダー研究が提示してきたセクシュアリティ概念を基盤とした実証的な資料分析を進めることにより、新たな分析軸の提出を試みる。

4. 理論的背景

4-1 男性とセクシュアリティ

ジェンダー研究が提示してきたセクシュアリティ概念に基づいた議論を本論で展開するに当たって、理論的背景の整理をしておきたい。ジェンダー研究は、性差や性的な欲望などが、固定されたものでも生得的なものでもなく社会的・文化的な起源を持っていることを明らかにしている。近代社会の発展において、外見から判別される性別 (sex) を基準とし社会的な立場や振る舞いの規範としてのジェンダー (gender) と性的な欲望を示すセクシュアリティ (sexuality) が創られていく過程の中で、「男」は基本的な形態となり、「女」はそれとは反対に位置するものとして成立したとされる (Hawkes 1996)。

男性のセクシュアリティがどのように作られてきたかについての先駆的な論考としては、キャサリン・マッキノンのもものがあげられる。マッキノンは、性的な意味は社会的権力関係によって作られたものであると述べる。「セクシュアリティは男性支配による統制の力学」であり、また逆に「セクシュアリティは政治的システムとして男性支配を定義し、維持」(Mackinnon 1987/1997:165) するものでもある。このことは男性のセクシュアリティと権力が密接な関係にあることを示している。男性にとってセクシュアリティの誇示は、自身の権力を誇示するものとして作り上げられたといえる。さらに重要なことに、このような制度の中では「犠牲者」は否定され、女性は常に欲望する存在であるとみなされる。「男性が女性を欲したら、その女性もその男性に欲望する。このとき強かんはただのセックスになる」(ibid: 168) のである。男性のセクシュアリティとはつまり、自らが欲望した時、相手の女性も同じように欲望していると感じられるという構造なのである。

このような認識は、例えば日本の刑法にも表れている。高島智世の刑法研究によれば、「現在の解釈枠組みにおいては、『強姦』と『強制猥褻』は、被害者側の性的自由を侵害する『暴力の下位カテゴリー』としてではなく、加害者側の『性的欲望』が基準とされることで、『性的行為の下位カテゴリー』として解釈される」(高島 1998: 180)。強かんの被害者が「被害者」と認められるためには、強制性や抵抗の有無、被害者の属性などが問われる。性的行為ではなく暴力であった、つまり自分は加害者に欲望していたわけではないことを、被害者が立証しなければならないのである。これは常に欲望する存在として

女性をまなざす男性のセクシュアリティの特徴が広く前提されていることを示しているだろう。

4-2 戦争における性別化されたイメージ

また近年の研究では、性別化されたイメージが、戦争を遂行するための重要な要素であると認められてきている。ジョージ・モッセによると、第一次大戦はそれまでの戦争と異なり、大量の死がもたらされたにもかかわらず、「崇高な大義のために戦い、犠牲を払ったという感情」(Mosse 1990/2002: 11)が広く共有されていたという。人々は犠牲と喪失への悼みよりも自尊心のほうを強く持っていた。戦場で勇敢に戦い崇高な犠牲を払う男性が高く評価され、戦争は「男らしい」男性たちが遂行するものであるというイメージが作られた。しかし言うまでもなく、戦争の遂行や国家の維持は男性だけの力で成り立つものではない。命をかけて守るべき女性のイメージの創出は、男性たちを国家のための戦いに向かわせるための重要な要素であった。女性たちの役割は様々な形で設定された⁶⁾が、共通していることは、兵士である男性たちを後ろから支える役割であったということである。前に立って戦うのは男性で、女性はその後ろで守られながら、男性たちを見つめている存在であった。守るべき女性というこのようなイメージは、兵士たちの「男らしさ」のイメージをより強固にした。

このような性のイメージを踏まえて考えてみると、「慰安婦」たちは、ほとんどの場合守るべき女性の範疇にはなかったことが理解できる。彼女たちは多くの男性たちと性行為をしているという理由で、すでに母や妻になる資格をはく奪されていた。近代家族制度の成立は女性を「妻」と「娼婦」との二つの集団に分離させることが重要であった。「妻」には貞淑の役割を、「娼婦」には男性の性の対象という役割を与えることによって、男性たちは自分の子孫の確保と性的享受の両方を共に得ることに成功した。戦時においてこれらの役割分担はより色濃くなったのである。守るべき女性とは「妻」のことであり、「娼婦」たちは範疇の外に置かれた。

そして、とりわけ植民地や占領地の女性たちの場合、また別の意味合いが付与される。彼女たちは敵の女であった。敵を攻撃する手段として敵の女は犯され征服されなければならなかった。ジュネーブ条約で強かんを共同体の名誉の侵害だと規定したことから逆に分かるように、その共同体の名誉を墜落させるために女性たちは攻撃の対象となった。女性たちを犯すことによって攻撃対象である民族に対し「犯される民族」という女性化されたイメージを付与した。「我々」には攻撃的な男性的なイメージを、「敵」には犯される女性的なイメージを与えたのである。

このような「男らしい」強さを持つ男性と守るべき女性という国内の性別化されたイメージ、さらに「我々」と「敵」を区別する性別化されたイメージは、戦争遂行のために必要なものであった。先行研究が明らかにしている、このような基本的な認識を踏まえ、以下で本格的な分析に移っていきたい。

5. 戦争体験記に描かれる「慰安所」

5-1 なぜ「慰安所」が必要だと考えられたのか — 「自然な」性欲と隠蔽された攻撃性

中国の漢口に設置された「漢口特殊慰安所⁷⁾」で重要な任務についていた山田清吉と長沢健一は「慰安所」についてのまとまった記録を残している。慰安係長として漢口で任務についた山田の仕事は食堂、

料亭、遊技場、劇場、文庫、「慰安所」などを管理・運営することであった。山田は「慰安所」をあまり好ましく思っておらず、「健全娯楽を強化するために、一体何をしたらいいのか」（山田 1978: 212）と思い悩んだという。読書や俳句を好む山田は、公開図書館の設置を発案し、熱心に推進するが、将兵たちはあまり寄り付かなかった。同じ時期に軍医として勤務していた長沢によると「こうした娯楽施設は慰安所にかわり得るものではなかった」（長沢 1983: 231）という。

長沢は「漢口特殊慰安所」について、「三十軒の業者、三百人の慰安婦の集団」を軍が管理しており、「その規模と内容において、支那派遣軍随一のもの」（ibid: 62）であったと説明する。長沢は、それらの業者は軍が招致したものではなく、勝手に集まってきたので、業者たちに組合を組織させ、兵站司令部がこれを通じて「慰安所」の統制を行つたと続ける。これに反して山田は、「軍命令によって仕方なく支店を出していた松島、福原あたりの老舗」（山田 1978: 79）もあったと記述する。

ここから分かることは、「漢口特殊慰安所」について、第一に少なくとも統制は軍が行っていたということ、第二に個々の経営は業者が行っていたが、業者が自発的に集まってきたのか、軍から要請があったのかについては意見が分かれるということである。しかし、山田と長沢の共通点は「慰安所」を公娼制度だと考えていたという点である。「今の若い人はわからないが、戦前までは公娼や私娼が認められていたので、これが戦地にあったことは何も不思議ではない筈である。」（歩 104 物語刊行会 1969: 424）という記述も見つけられる。これは本稿で分析したほぼすべての戦争体験記に共通して現れる認識である。すなわち、公娼制度が認められていたのと同様に、「慰安所」制度も認められるべきものであったという認識である。

日本では 1600 年代から遊廓が存在した（今西 2007）が、1900 年に発令された娼妓取締令をもって近代的な公娼制度が成立したといえる⁸⁾。以降、日本各地に公娼街が発展し、公娼制度は人々にとって身近なものとなった。また、日本の性買売業者と業者につれられた女性たちは、日本だけではなくアジアの隅々にまで広がっていたという（森崎 1976, 山崎 1972 など）。「慰安所」も最初はこれらの性買売業者を中心として始まった。日本軍が短期間のうちに膨大で広範囲な「慰安所」を作ることができたのは、性買売の海外ネットワークがすでに広がっていたためであるといえる。「慰安所」を計画、運営した日本軍の上層部の頭の中では公娼制度と「慰安所」とはつながっているものであったといえよう。さらに、先行研究で検討したとおりこの思考は強かんまでも含んでいた。つまり、将兵たちの性欲の処理のための装置という枠組みの中に公娼制度、「慰安所」、強かんが含まれていたわけである。将兵たちの認識においても同様に、これら 3 つは同じ枠組みの中で捉えられていたといえる。

拉孟守備隊の主力であった歩兵第 113 連隊の隊長であった松井秀治は、1942 年 6 月に龍陵、拉孟の警備についた後、同年末には「慰安所」を設置した。松井は「慰安所」を「若い兵の為に考えてやらねばならぬ事」（松井 1957: 186）と書いている。上司からも将兵からも申し入れがあったという。拉孟守備隊というとビルマ（現・ミャンマー、以下略）と中国の国境に位置する最前線の守備隊であり、多くの戦死者が出たことでも有名な場所である。これほどまでに危険な場所にも「慰安所」は当然のように設置され、朝鮮人女性や日本人女性が連れてこられた⁹⁾。

なぜ、「慰安所」が必要であると考えられたのだろうか。将兵たちのストレスや欲求を発散させる必要があったとしたならば、性欲処理ではない他の方法を取る事はできなかったのだろうか。なぜ必ずしも

性欲の発散でなければならないと考えられたのか。フィリピンで大隊長を務めた長嶺秀雄は「作戦がひと段落したときなどは、性欲の処理に大変苦勞するのは当然」だという認識を見せている。「性欲は人間活動の一大源泉」なので「これを失ったら軍隊の活動はできない」（長嶺 1987: 94）と説く。

中国で陸軍大尉を務めた久保村正治は、作戦を終え、前線から帰還してくる時に女性が恋しくてたまらなかったという。その結果「あらためて特殊慰安所の必要性を痛感」したと述べる。「この欲望は食欲や尿意と同じであって、兵隊さんは慰安所を共同便所くらいにしか考えていなかった。とくに、作戦後、慰安所が繁盛するのは自然のなりゆきである」（久保村 1987: 97）という。

同様の記述はとても多い。シンガポールで将校を務めた中村八朗は、「女がいないと血気盛んな男達は多かれ少なかれおかしくなる」（中村 1979: 130）、軍医の堀江祐司は「血気盛りの男達が、遠い異国の戦場であって、明日の生命も知れない日々を送っている。（中略）もろもろの慾望が、頭をもたげているのはごく自然である」（堀江 1988: 198）と書いている。

このような考え方は指揮官だけではなく一般兵士にも共有されていた。マライ方面に従軍した直井正武は「戦争、とくに勝ち戦さには例外なく、性欲の暴走が起こる」「理屈はどうあろうと、戦争と性欲とは、切っても切れない間柄である」「性欲の処理は肉体と精神との調和剤で、戦争の潤滑油である。軍部が慰安所を必需品としたのも、戦争担当者としては当然と言える」（直井 1973: 111）と述べている。

これらの記述が示す認識は大きく2つに分けられる。第一に性欲は自然なものであるという認識である。「性欲は人間活動の一大源泉」や「食欲や尿意と同じ」と説明される。彼らは、性欲は自然なものであるため、性欲処理が必要であったと強調する。このことから、彦坂が説明した性欲に関する神話が広く受け入れられていることが分かる。

さらに重要なこととして、第二に、戦闘遂行に必要な力が発揮されるべきとき、同時に性欲もまた発揮されなければならないという認識が示されていることである。「戦争と性欲とは、切っても切れない間柄である」という説明は、戦争によって他者を支配することと、性行為によって女性を支配することの同一性を見せてくれる。このことは、性欲の強さと力の強さを対比して語る記述からも見て取ることができる。日本軍の有名な参謀の一人である辻政信は、各兵团の特徴を性行為と重ねて論じている。「『龍』兵团は、「あの方にもまた強かつた。第一戦の陣地まで天草娘が進出し、朝鮮娘が附添って」いる、「『菊』兵团は「戦争も強いが女も好きだ」（辻 1950: 77）という具合である。つまり、戦場での敵に対する攻撃性と性行為における女性に対する攻撃性は連動して認識されていた。しかし、「敵」への攻撃は、賞賛されるものであったとしても、女性に対する攻撃性は大ぴらに語れるものではなかった。前述のように女性に対するイメージは複層的であったためである。守るべき女性に対する攻撃はあってはならないものであった。そのため女性に対する攻撃性は巧妙に隠蔽されてきた。その方法として、本稿での分析では2点を探し出すことができた。1つ目は自らが抑圧状態にあったことを言い訳とする方法である。2つ目は女性たちも望んでいたと錯覚する方法である。以下の節で具体的に見ていきたい。

5-2 なぜ「慰安所」へ行ったのか —抑圧状態という言い訳

将兵たちはなぜ「慰安所」へ行ったのか。将兵たちは自らが「慰安所」へ行ったことをどのように説明しているのだろうか。多くの将兵たちは自分たちが抑圧状態にあったことをその理由として述べて

いる。日本軍は天皇が率いる軍隊（皇軍）であるとされており、天皇を頂点とする厳格な階級制度のもとで構成された。「下級のものは上官の命を承ること、実は直に朕が命を承る義なりと心得よ」（軍人勅諭）として、上官の命令を天皇の権威で絶対化し、命令への服従に宗教的神聖さが付与されていた（吉田2002: 163）。上官に反抗することは、すなわち「天皇の命」に反抗することであり、重大な罪であるとされたのである。ほとんどの軍隊において、兵士たちの人間性を失わせることは、権力に服従する兵士を作るために欠かせないことであるが、それに加えて日本軍の特徴として、兵士たちの生命が極度に軽視されたことが指摘できる。兵士たちは「1 銭 5 厘」¹⁰⁾ で代わりが来るといわれ、軍馬や軍刀よりも安いといわれていた。また補給を無視し食料は現地調達、すなわち戦地の民衆から徴発した。前線で戦う兵士を周期的に交替させることもなかった。加えて捕虜になることが禁じられ¹¹⁾、無用な死が強制された。兵士たちは長期にわたって常に抑圧状態と死の恐怖にさらされていたという状況があった。

中国東北部にいた早川収は「兵隊たちはいつ戦死するか分からない。そんな気持ちで一時の慰めを求めてピー屋へやってくるのである」（早川1988: 12）と書いている。ビルマにいた一等兵であった秋元実は、「わたしはゴミで、軍隊という階級社会の底辺にあり、慰安婦マテニューも、からだを売る女としてビルマ人社会の底辺にあった。わたしが、素朴で心やさしいこの異国の娼婦に心安らぐのは、そうした無意識の連帯感の為かも知れなかった」（沼津戦後の戦友会1988: 7）と述べる。いつ死んでもいいように扱われ、自らを「ゴミ」と感じるほど人間性をなく奪われ抑圧状態にあった兵士たちは、不安や恐怖を埋めるために女性たちへ向かったと説明されている。

戦争末期、各地で敗戦を繰り返している時期に兵士たちを「慰安所」に連れていく上官もいた。フィリピンで班長を務めた久保田幸平は、兵士たちに生きて帰れないという覚悟を決めさせなければならない状況で、上官からの命令を受け兵士たちを「慰安所」に連れて行った。「死に赴くにあって兵隊たちにこの世の最後の土産に、女性に触れさせ、男性としての心残りのないようにしてやりたい。これは副官の兵隊に対する愛情であった」（久保田1969: 83）と述べる。

将兵たちの性欲を発散させる必要性を説明するために、このような抑圧的な戦場の様子はしばしば語られた。将兵たちは抑圧状態にあったため性欲に走ってしまうのは仕方がなかったというロジックである。しかし、抑圧状態にあったものは皆、性欲の発散が必要なのであろうか。このロジックが言い訳に過ぎないことは、「慰安所」に行くことができなかった集団の存在から見ることができる。

軍隊に入ったばかりの初年兵たちにとって「慰安所」は無縁な場所であった。「市内には兵隊向けの慰安所も存在していたようだが初年兵には関係がない。専ら二年兵以上が赴く場所であった」（福田1987: 67）、「何しろ空腹と猛訓練に追い立てられている、我々には、全く性慾には無関心であったと言っていい」（増城戦友会1987: 21）などの記述を見つけることができる。

つまり「慰安所」は日本軍の階級組織の中での最下層にあたる初年兵たちには与えられなかった。このことからいえるのは、抑圧状態に置かれているからといって性欲が爆発するわけではないということである。初年兵たちは軍隊の中で最も抑圧されている存在であるといえるが、彼らは「慰安所」に行かなくても問題がなかったわけである。さらにここから見えてくることは、笠原の先行研究でも指摘されているように軍隊の階級組織を維持するために「慰安所」を利用したことである。階級の1番下から数えて2番目にあたる二年兵には、2番目であることの特権として「慰安所」に行く資格が与えられたと

考えられる。

では「慰安所」へ行かないと自ら決めた将兵はいるのだろうか。本稿で分析した戦争体験記の中ではビルマで従軍した当時すでに30代であった藤野英夫が行かなかった経験を書いている。藤野が「慰安所」に行かなかった理由は、「慰安所」が気分がよい場所ではなかったため（藤野 1956: 24）だという。藤野は自分が年をとっているからそんな風に思ったのかもしれないと回想する。しかし、「慰安所」に行かなかった将兵はめずらしく、藤野は仲間の兵士たちに不思議がられたと述べている。

井上摩耶子が行った元兵士Kへのインタビューでも「慰安所に行かなかったら、仲間うちで『小田原提灯¹²⁾ じゃないの?』なんて話になる。」（井上 2000: 108）と出てくる。このことから分かるようにみんなが当たり前のように「慰安所」に行く中で「慰安所」に行かないということは、不思議な存在だとみなされたり性的機能不全を疑われたりする行為であった。彦坂のいう性欲に関する神話は、兵士たちをみんなでいっしょに「慰安所」へ向かわせる原因であったことが分かる。

若い兵士たちの中には性経験のないまま戦場に送られた者も多かった。パイロットとしてマニラに派遣された上木利正は、マニラに着いたその日に「慰安所」へ行った。「女を知らずに死ぬのはいかにも残念」という気持ちで「慰安所」で順番を待った（上木 1982: 129）という。ラバウルに行った浜野春康は、生活の中に欲望を感じさせるようなものはなかったが『『女のからだも知らずに死んじゃつまらない』と単純に考え』て「慰安所」に行った（浜野 1979: 59）経験を述べている。二人に共通するのは、死ぬ前に性行為を経験したいという気持ちを持っていたことである。彼らは他の男たちが当然のように行う性行為を、自分たちもしてみたいと考えただけであって、性欲が抑えきれなかったというわけではなかった。

ここまで見てきた記述から分かることは、「慰安所」に行くことに関する説明がその実態をどのように隠蔽しているかについてである。将兵たちは抑圧された状態を説明し、「慰安所」へ行くのは仕方がなかったと説明する。しかし実際には複雑な構造があった。初年兵は「慰安所」へ行けなかったことから、性欲は抑圧状態にあるからといって爆発するわけではないこと、さらに軍隊の階級構造を維持するために「慰安所」という性の特権を階級や年次が高い者に与えたことが分かる。また、「慰安所」へ行かない人は軍隊の中で異端視され、性行為の経験がなかった若い兵士は性欲というよりは好奇心で「慰安所」に向かったことから、みんなで同じ行為をすることへの安心感が存在したといえる。裏を返せば、みんなと違う行為をすることへの恐怖感ともいえる。しかしこれらの要素はみな、抑圧状態にあったということで説明される。前節でみてきた性欲についての認識、つまり性欲は自然なものであるため将兵たちの性欲処理が必要であったという認識は、戦争の抑圧状態や死への不安や恐怖という免罪符が与えられたことで、より強固に正当化された。そしてこのような正当化は、女性への攻撃性を隠蔽する手段となった。

5-3 女性たちをどのように認識したのか — 「欲望する女」という錯覚

将兵たちは「慰安所」にいた女性たちのことをどのように認識したのだろうか。本稿で分析した戦争体験記では女性たちについて記述はあまり見られない。このことは、「慰安所」で性欲を解消することについて書いていても、その相手となる女性へは関心がないことを示している。

それらの中で女性たちについて書いているものうち、その多くは、理由の如何を問わず、女性たちが

自ら望んで「慰安所」で性の相手をしていたという認識を示している。中国の漢口で軍医を務めた長沢健一は、「主導権は女にあった」「女たちは大変であったろうが、このような状態が長く続くものでもなく、台風のように間もなく去ってしまうことを、女たちは知っていて、稼ぎ貯めようとする」（長沢 1983: 238）と書く。長沢にとって女性たちは自ら望んで金もうけをする存在であった。

金もうけという金銭を媒介とした関係ではなく、精神的な関係を結んでいたという記述もある。金銭を媒介としなかったとしても女性たちは自ら望んで兵士たちと接していたという認識である。中国で従軍した林為之は、「慰安所は連日連夜殿賑いを呈し（中略）慰安婦と将兵たちはお互いに惹かれあった」（名古屋歩六会 1971: 98）と述べる。同じく中国にいた加藤繁一は、兵士と女性たちは「明るく堂々」と交流し、「慰安婦たちの使命感と、銭金を離れた献身の行為がいささかの暗さも感じさせな」（高砲 22 戦友会 1971: 23）だったと書いている。「慰安所」の女性たちとのロマンスを描いているものも多い。ニューギニア島にいた松本良男は、馴染みの由紀子という「慰安婦」について「戦闘でずたずたになった神経を休める、憩いの場として行くのであった。だから私にとって由紀子は、母親であり、姉であり、恋人であり、友人であった」（松本 1989: 176）。ラバウルで従軍したパイロットは「男女の仲は、たとえ明日をも知れぬ戦闘機パイロットとさすらいの慰安婦の間であっても、通じ合えるものがあった」（第 204 海軍航空隊 1987: 139）と書く。

このような記述は、金銭的な理由であれ、または精神的な結びつきであれ、女性たちは「慰安所」で性の相手をするを望んでいたという認識を示している。これはマッキノンの指摘のように、男性が女性を欲望した時、女性も同じように欲望しているとみなされるといえる。女性たちがそれをどう感じていたのか、ということは関係なしに男性側から女性たちの意志を想定しているわけである。これは女性たちへの攻撃性を隠蔽するもう一つの要素である。女性たちは性的に支配されたり攻撃されたりすることを望んでいると考えることで、その行為の暴力性は薄れるように感じられる。そのため、女性も自分と同じように欲望していると感じられる構図が必要なのである。しかし実際にはこの構図の中に女性の意志は含まれておらず、また含まれる必要性も感じられてはいない。

さらに、女性たちがどの民族に属すかによって認識が異なっていた。中国とフィリピンで従軍した将校の下津勇は、「彼女達大和撫子が中国大陸の第一線にまで進出し、身命を捧げて皇軍将兵の慰安に当った。（中略）慰安婦としてさげすむべきではない。彼女達の多くは将兵と同じく、国家のために殉じた娘子軍であるからである」（下津 1988: 132）と述べている。しかし、下津がフィリピンで上官の命令を受け「慰安所」の設置にあたり、現地人を募集した際の記述には「生活に困っていたその道の経験ある婦女子が、たちまち、わんさと応募してきた」（ibid: 292）とある。さらに、この「慰安所」のことを下津は「兵隊の性欲処理機関」と表現している。つまり下津は、「娘子軍¹³⁾」と呼ぶ日本人女性と「慰安婦」と呼ぶ現地人女性とは違う存在だと認識していた。日本人女性は日本軍将兵に奉仕する女性として認識され、現地人女性は金もうけのために集まった存在であり将兵たちの性欲処理の装置として認識されたのである。

また拉孟で連隊長を務めた松井秀治は、守備隊がほぼ全滅を喫した時、朝鮮人の「此等の女性は最初は慰安婦であったが、拉孟が包囲されるに及び全く日本婦人と変り、兵の服を着用し炊さんに握り飯づくり、患者の看護等に骨身を惜しまず働いて呉れた」（松井 1957: 186）と述べる。この記述は松井の認

識の変化を示している。つまり松井にとって、拉孟にいた朝鮮人女性は、当初「慰安婦」（性欲処理の装置）であると認識されていたが、戦線が危うくなると、「日本婦人」（日本軍に奉仕する女性）へと認識が変化した。

このことから植民地や占領地の女性である場合、彼女たちには人間としての配慮がされなかったことがわかる。日本人の「慰安婦」である場合、守るべき女性の範疇には入れられないとはいえ、欲望する存在や将兵に奉仕する存在など何らかの意味付与がなされていた¹⁴⁾。しかし、植民地や占領地の女性の場合、性欲処理の装置として認識され、人間としての対応さえ取られなかったといえる。このことは植民地や占領地の女性たちについての記述が少ないことから伺える。「慰安婦」にさせられた女性たちの多くは植民地や占領地出身の女性たちだったといわれている¹⁵⁾のにも拘わらず、本稿で分析した戦争体験記のうち女性について書かれているもののほとんどが日本人女性について書かれたものであった。

ここまで見て来たことから、女性たちをめぐる認識について2つの点が指摘できる。第一に、無関心である。書かれていないということは問題にもなっていないということの意味している。また、植民地や占領地の女性たちに対する性欲処理の装置という認識は彼女たちへの無関心を示している。第二に女性たちもそれを望んでいたと認識されていることである。女性たちは金銭的な理由で、または精神的な理由で将兵たちを受け入れることを望んでいたとみなされている。この「欲望する女」という錯覚は、女性への攻撃性を隠蔽するもう一つの方法であった。

6. おわりに

本稿では戦争体験記に現れる「慰安所」「慰安婦」に関する記述を将兵たちのセクシュアリティに注目し分析を行った。多くの場合、「慰安所」制度は公娼制度と同じものであると捉えられていた。性欲は自然なものであるという認識、さらに「戦場での敵に対する攻撃性」と「性行為における女性に対する攻撃性」が連動した認識があることが見出された。しかし、女性を攻撃することについてはさまざまな方法で隠蔽された。まず、将兵たちが抑圧状態に置かれていたという理由で、次に女性たちもそれを望んでいたという理由で、隠蔽され正当化された。

注目すべきことは、1945年～1980年代という40年弱の年月の中で、それらの認識にほとんど差異が見られないことである。本稿では扱わなかったが、1990年代以降の戦争体験記にもこの認識は受け継がれている。さらに、現在の日本社会において日本軍「慰安婦」問題の問題性を否定する主張にもこれらの認識は受け継がれている。たとえば、2007年に米国下院で「慰安婦」決議が採択される際「歴史事実委員会」という団体が知識人や国会議員、ジャーナリストらの賛同を得て「The Fact」という意見広告を米国大手紙『The Washington Post』に掲載した。そこで提示されている5つの「事実」とは、①強制性はなかった、②日本の警察は業者による誘拐を取り締まった、③例外的に軍による強制が行われたがきちんと処罰された、④「慰安婦」女性の証言は信用できない、⑤女性たちの待遇はよかった、というものである（『The Washington Post』2007.6.14）。①⑤は本稿で明らかにしたような「欲望する女」という認識が示されている。②③は日本政府が積極的に取り締まったことを主張しているが、本稿で整理した先行研究が示すようにそれは「建前」としての統制に過ぎず日本軍は積極的に将兵たちのセクシュ

アリティを利用したことが明らかになっている。さらに④は自らの民族差別、女性差別を宣伝するものである。同団体は同様の意見広告を2012年11月に米国ニュージャージー州の地元紙『The Star-Ledger』に掲載している。この意見広告の賛同人には安倍晋三内閣総理大臣（2013年1月現在）を含む数十名の国会議員も名を連ねている（『The Star-Ledger』2012.11.4）。

このことから、本稿で述べてきた日本軍「慰安婦」に関する将兵たちの認識は、将兵たちだけが持っているものではなく、現在の日本社会の認識にも連なっているといえる。本稿で明らかになったことにもとづき、昨今の日本軍「慰安婦」問題を否定する様々な動きと男性のセクシュアリティの関係を分析することを今後の課題としたい。

参考文献

- 井上摩耶子 2000 「旧日本軍兵士の加害意識 — 慰安所体験・強姦体験への聞き取り調査から」
VAWW-NET Japan 編 『加害の精神構造と戦後責任 日本軍性奴隷死を裁く—2000年女性国際戦犯
法廷の記録 第二巻』緑風出版
- 伊藤桂一 1962a 『鮫』〔1984『悲しき戦記』光人社〕所収
——— 1962b 『雀と鷹』〔1984『悲しき戦記』光人社〕所収
——— 1970 『分屯地への旅』〔1972『ひとりぼっちの監視哨』講談社〕所収
- 今西一 2007 『遊女の社会史 — 島原・吉原の歴史から植民地「公娼」制まで』有志舎
- 笠原十九司 2002 『南京事件と日本人 戦争の記憶をめぐるナショナリズムとグローバリズム』柏書房
- 鹿野政直 2005 『兵士であること — 動員と従軍の精神史』朝日新聞社
- 木下直子 2011 「日本人『慰安婦』の被害者性 — 1990年代初頭の言説、運動を振り返って」東海ジェ
ンダー研究所『ジェンダー研究』第14号
- 金一勉 1976 『天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦』三一書房
- 女性のためのアジア平和国民基金編 1997 『「慰安婦」関係文献目録』ぎょうせい
- 千田夏光 1973 『従軍慰安婦 “声なき女” 八万人の告発』双葉社
- 高崎隆治 1985 「中国戦線での強姦が及ぼした思想的影響」思想の科学社『思想の科学』1985年4月
号
——— 1994 『アジア全域に「慰安所」があった100冊が語る「慰安所」・男のホンネ』梨の木舎
- 高島智世 1998 「国家による性規制の倫理と性的自己決定権 — 「夫婦間強姦」にかんする議論をめぐっ
て」江原由美子編 『性・暴力・ネーション — フェミニズムの主張4』勁草書房
- 田村泰次郎 1947 『春婦傳』〔2005『田村泰次郎選集2』日本図書センター〕所収
——— 1964 『蝗』〔2005『田村泰司総選集4』日本図書センター〕所収
- 西野瑠美子 2003 『戦場の「慰安婦」— 拉孟全滅戦を生き延びた朴永心の軌跡』明石書店
- 日本の戦争責任資料センター 1994~1995 「国会図書館所蔵の戦争体験記・部隊史調査について」日本
の戦争責任資料センター『季刊戦争責任研究』3号・5号・9号

- 彦坂諦 1991 『男性神話』 径書房
- 藤目ゆき 1997 『性の歴史学 —公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』 明石書店
- 丸山友岐子 1977 「男性ライターが書いた『従軍慰安婦』を斬る」『女・エロス』9号
- 森崎和江 1976 『からゆきさん』 朝日新聞社
- 山下英愛 2008 『ナショナリズムの狭間から —「慰安婦」問題へのもう一つの視座』 明石書店
- 山崎朋子 1973 『サンダカン八番娼館 —底辺女性史序章』 筑摩書房
- 尹静慕（鹿島節子訳）1992 『母・従軍慰安婦 かあさんは朝鮮ピーと呼ばれた』 神戸学生青年センター
- 吉見義明 1995 『従軍慰安婦』 岩波書店
- 吉田裕 2002 『日本の軍隊 兵士たちの近代史』 岩波書店
- 若桑みどり 1995 『戦争がつくる女性像 —第二次世界大戦化の日本女性動員の視覚的プロパガンダ』 筑摩書房
- Hawkes, Gail. 1996. *A Sociology of Sex and Sexuality*, (임인숙 옮김 2005 『섹슈얼리티와 사회』 서울: 일신사)
- Mackinnon, Catharine A. 1987. "Sexuality", eds. Linda Nicholson, 1997, *The Second Wave: A Reader in Feminist Theory*, New York and London: Routledge.
- Mosse, George L. 1990. *Fallen Soldiers: Reshaping the Memory of the World Wars*. (宮武実智子訳 2002 『英霊 —創られた世界大戦の記憶』 柏書房)
- Yuval-Davis, Nira. 1997. *Gender and Nation*. (박혜란 옮김 2012 『젠더와 민족 —정체성의 정치에서 횡단의 정치로』 서울: 그린비출판사)
- 『The Washington Post』 2007.6.14
- 『The Star-Ledger』 2012.11.4

調査文献（引用分のみ）

- 上木利正 1982 『ニューギニア空中戦の果てに』 戦誌刊行会
- 久保田幸平 1969 『ミンダナオ島敗残記』 三一書房
- 久保村正治 1987 『第11軍通信隊』 図書出版社
- 高砲 22 戦友会 1971 『高砲 22 戦史』 私家版
- 下津勇 1988 『泥濘と黄塵』 私家版
- 戦争体験を記録する会 1977 『私たちと戦争 2』 タイムス
- 第204海軍航空隊 1987 『ラバウル空戦記』 朝日ソノラマ
- 辻政信 1950 『十五対一 ビルマの死闘』 酣燈社
- 土金富之助 1977 『シンガポールへの道 シンガポールへの道（下）』 創芸社
- 直井正武 1973 『戦魂』 東宣出版
- 長尾和郎 1968 『関東軍軍隊日記』 経済往来社

- 長沢健一 1983『漢口慰安所』図書出版社
 長峰秀雄 1987『戦場』私家版
 中村八朗 1979『シンガポール収容所』徳間書店
 名古屋歩六会 1971『歩兵第6連隊歴史 追録第2部』私家版
 沼津戦後の戦友会 1988『かたりへの群れ2 ー私の戦時体験』私家版
 浜野春保 1979『万雷特別攻撃隊』図書出版社
 早川収 1988『ソ連参戦とシベリア抑留』風媒社
 久田二郎 1987『戦野まぼろし』私家版
 福田信三 1987『私の昭和二十年』私家版
 藤野英夫 1956『死の筏 ミチーナ激戦記』緑地社
 歩 104 物語刊行会 1969『歩一〇四物語 わが連隊の記録』私家版
 堀江祐司 1988『一軍医の回想』私家版
 増城戦友会 1987『荔枝の実』私家版
 松井秀治 1957『ビルマ従軍 波乱回顧』興竜会本部
 山田清吉 1978『武漢兵站 支那派遣軍慰安係長の手記』図書出版社

注

- 1) 1970年代に日本軍「慰安婦」問題を問題として提起した千田夏光『従軍慰安婦』(1973)、金一勉『天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦』(1976)などの著作がある。しかしこれらの問題提起は、「慰安婦」にされた女性について、「恥辱」や「秘史」という認識を見せているところに限界があった。これに関し、当時も女性たちから違和感の表明がなされたが(丸山1977)、エッセイ等に留まり、学術的考察は十分ではない。
- 2) 本稿では階級の別にかかわらずすべての階級の日本軍人たちを「将兵」と総称する。文脈によって階級がはっきりしている場合は、地位や階級(大隊長、兵士、初年兵など)の名称で呼ぶこともある。
- 3) 田村泰次郎『春婦傳』(1947)『蝗』(1964)
- 4) 伊藤桂一『鮫』(1962)『雀と鷹』(1962)『分屯地への旅』(1970)など
- 5) 戦争に関する書物は「戦記もの」というジャンルで呼ばれることが多いが、その定義は明確でなく、全体数の把握は難しい。本稿では小説を除いた手記や回想などを指して戦争体験記と定義した。
- 6) たとえば、ユーヴァル・ディビス(1997)は、女性が国家に関与する重要な役割について国民の再生産のための生殖の役割、文化的再生産者としての役割、象徴という役割があると指摘する。またアジア太平洋戦争中の日本では、戦争を遂行するために母性、劣等労働力、チアリーダー(戦争応援)という3つの重大な役割を女性たちが担ったという。(若桑1995)
- 7) 二人が所属していた漢口兵站司令部は「漢口特殊慰安所」を管理・運営していた。「漢口特殊慰安所」(通りの名前から「積慶里」と呼ばれることが多い)は中国最大級の規模の「慰安所」で、1938年11月から敗戦まで存在した。
- 8) 娼妓取締令は娼妓に名簿登録を義務付けた。登録する場合は本人が書面を持参し、警察へ届け出を出す。登録には健康診断が必要で、18歳未満や本人の意思に反する場合は認められないなどの規定があった。これらを破った者には罰則があった。また登録削除申請は書面または口頭で警察へ届け出ることができるとされ、自由廃業の規定が明文化されたが、実際には廃業は困難であった。近代公娼制度の特質の特徴として、①文明開化政策の一環とされた強制的な性病検診制度、②娼妓の自由意思による「賤業」を国家が救済のために許容するというコンセプトが数えられる。つまり近代公娼制度の確立によって廃業が自由であるのにも関わらず自らの意思で売春を続けているという、売春を女性の責任にのみ帰する近代的イデオロギーの基礎ができあがった。(藤目1997)
- 9) 拉孟の「慰安所」に連れて行かれた朝鮮人「慰安婦」の中に、2007年8月に朝鮮民主主義人民共和国で亡くなっ

た朴永心がいたことが明らかになっている。朴永心は仕事があると騙されて、1939年に南京の「慰安所」へ、その後1942年夏に南方派遣軍の要請を受けビルマに連れて行かれる。それからラシオの「慰安所」を経て、1942年暮れに拉孟に連れて行かれたという。拉孟には24人の「慰安婦」がおり、生き延びて中国軍に捕らえられた「慰安婦」は10人いた。(西野2003)

- 10) 「1銭5厘」のはがきで召集令状が出されるという意味でよく知られている話であるが、実際には徴集令状は重要な知らせなので手渡しが原則でありはがきで来ることはあり得なかったうえに、当時のはがきは2銭であった。しかし兵士の命を軽んじるためか、または兵士が自分が置かれた状況を自虐的に言い表すためか、「1銭5厘」の話は多くの戦場で流通していた。(鹿野2005: 10-11)
- 11) 捕虜になることの禁止について明文化されてはいなかったが、1941年1月に示された「戦陣訓」の中の「生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ」という文言で明文化されたと受け取られた。
- 12) インポテンツの俗語。
- 13) 娘子軍とは元来、性買売を目的として海外に渡る女性たちのことを呼称する言葉で、侮蔑的な意味を含んで使用された。しかし、ここでは「娘子軍」対「慰安婦」という対比で使われていることから、元来の侮蔑的な意味よりは「軍」という単語に重きが置かれ、日本軍の中の特殊な部隊という意味合いで肯定的に使用されているようである。
- 14) しかし日本人の「慰安婦」にこれらの意味付与がなされていたといっても、本稿で述べてきたようにそれは男性からの認識であって、彼女たちの被害性がなくなるわけでも薄れるわけでもない。日本人の「慰安婦」被害者が現在までほとんど名乗り出せないでいるのは、このような男性たちのセクシュアリティが女性たちも含めた現代社会に流通してしまっているためではないかと考える。日本人「慰安婦」について多少の論考(たとえば山下2008、木下2011など)があるが、本格的な研究や運動として発展していない。この点については「慰安婦」問題解決運動や「慰安婦」問題の研究者が克服できていない課題であると考えられる。
- 15) 吉見(1993)によると、民族比を示す統計は存在していないが、性病検査の結果によると朝鮮人が一番多く次いで中国人が大きな比重を占めていたという。(吉見1993: 82)

